

北上地区消防組合消防本部訓令第2号

消防機関

北上地区消防組合消防本部火災調査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年9月30日

北上地区消防組合消防本部  
消防長 菊池洋幸

北上地区消防組合消防本部火災調査規程の一部を改正する訓令

北上地区消防組合消防本部火災調査規程（平成21年北上地区消防組合消防本部訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(調査の目的)</p> <p>第2条 <u>本調査</u>は、火災の原因及び火災により受けた損害を明らかにして火災予防対策及び警防対策に必要な基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この訓令においての用語の定義は、火災報告取扱要領（平成6年4月21日消防災第100号消防庁長官通知）によるほか、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p>	<p>(調査の目的)</p> <p>第2条 <u>調査</u>は、火災の原因及び火災により受けた損害を明らかにして火災予防対策及び警防対策に必要な基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この訓令においての用語の定義は、火災報告取扱要領（平成6年4月21日消防災第100号消防庁長官通知）によるほか、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p>

(2) 本部調査員 消防長が指定する消防本部の消防職員をいう。

(3) [略]

(4) 調査主任者 調査員のうち、消防士長以上の階級にある者から、消防長又は署長（以下「消防長等」という。）が指定した消防職員をいう。

(5) 関係者等 法第2条第1項4号による関係者並びに火災発見者、通報者、初期消火者及びその他調査の参考人をいう。

(6) 発火源 出火に直接関係し、又はそれ自体から出火したものをいう。

(7) 経過 出火に関係した現象、状態又は行為をいう。

(8) 着火物 発火源によって最初に着火したものをいう。

(調査の区分)

第4条 [略]

2 (1)～(2) [略]

(調査責任)

第6条 火災が発生した管轄区域内の調査責任者は、署長とする。ただし、前条第1号による調査責任者は、消防長とする。

2 通行中の車両火災及び航行中の船舶火災の調査責任者は、主として消火活動を行った場所を管轄する消防長等とし、航

(2) 本部調査員 予防課の職員及び予防課長の依頼により招集された消防職員をいう。

(3) [略]

(4) 調査主任者 調査員のうち、消防士長以上の階級にある者から、予防課長又は署長（以下「予防課長等」という。）が指定した消防職員をいう。

(調査の区分)

第4条 [略]

2 (1)～(2) [略]

(6) 住宅防火対策の状況 住宅用防災機器等の設置、使用及び作動の状況について調査する。

(調査責任)

第6条 火災の調査責任者は、火災が発生した区域を管轄する署長とする。ただし、前条第1号による調査責任者は、予防課長とする。

空機の火災については墜落場所又は着陸場所を管轄する消防長等とする。

(本部調査員の要請及び派遣)

第7条 署長は、本部調査員の指導が必要と認めるときは、消防長に対し派遣を要請することができる。

2 消防長は、前項の規定により要請あった場合が必要であると認めるときは、本部調査員を派遣するものとする。

3 消防長は、前項に係わらず署調査員が実施する調査に指導の必要を認めた場合は、本部調査員を派遣することができる。

(体制の確立)

第8条 消防長等は、調査に必要な人員並びに調査用器材を整備し調査体制を確立しておかなければならない。

2 消防長は、大規模な火災又は社会的に著しい影響を及ぼす火災が発生した場合で、調査を効率的に行う必要があると認めるときは、消防本部に調査本部を設置するものとする。

(調査本部の分掌事務)

第9条 調査本部の分掌事務は、次の各号に定めるところによる。

(1) 調査の基本方針に関すること。

(2) 情報の収集及び分析に関すること。

(3) 関係機関との連絡調整に関すること。

(4) その他調査に必要な事務に関すること。

(本部員)

(本部調査員の要請及び派遣)

第7条 署長は、本部調査員の指導が必要と認めるときは、予防課長に対し派遣を要請することができる。

2 予防課長は、前項の規定により要請があった場合が必要であると認めるときは、本部調査員を派遣するものとする。

3 予防課長は、前項の規定に係わらず署調査員が実施する調査に指導の必要を認めた場合は、本部調査員を派遣することができる。

(体制の確立)

第8条 予防課長等は、調査に必要な人員及び調査用器材を整備し調査体制を確立しておかなければならない。

第9条から第11条まで 削除

第10条 調査本部の本部員は本部長、副本部長及びその他の本部員とする。

2 本部長は、消防次長をもって充てる。

3 副本部長は、予防課長をもって充てる。

4 その他の本部員は、本部長がその都度指名する。

(本部員の職務)

第11条 本部長は、調査本部の事務の指揮監督に当たる。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長の命を受け、その他の本部員を指揮監督し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 その他の本部員は、本部長又は副本部長の命を受け、調査本部の事務に従事する。

(調査の実施)

第12条 消防長等は、第5条の調査区分による火災を覚知したとき（他の消防本部の管轄区域に発生した火災が延焼した場合を含む。）は、直ちに調査員を調査に従事させるものとする。ただし、必要があるときは調査員以外の消防職員を調査に従事させることができる。

2 署長は、第5条第1号に該当する火災を覚知した場合は、消防長に直ちに報告するものとする。

(調査の原則)

第14条 調査は、事実の確認を主眼とし、先入観念にとらわれることなく科学的な方法による確認と合理的な判断のうえに立ち、事実の立証に努めなければならない。

(調査の実施)

第12条 予防課長等は、第5条の調査区分による火災を覚知したとき（他の消防本部の管轄区域に発生した火災が延焼した場合を含む。）は、直ちに調査員を調査に従事させるものとする。ただし、必要があるときは調査員以外の消防職員を調査に従事させることができる。

2 署長は、第5条第1号に該当する火災を覚知した場合は、消防長及び予防課長に直ちに報告するものとする。

(調査の原則)

第14条 調査は、事実の確認を主眼とし、先入観にとらわれることなく科学的な方法による確認と合理的な判断のうえに立ち、事実の立証に努めなければならない。

(鑑識見分)

第18条 調査員は、必要に応じて器具等の鑑識見分を実施した場合は、鑑識見分書（様式第5号）を作成しなければならない。

(質問調書)

第22条 調査員は、法第32条により知り得た事実のうち、原因の判定に必要と認められる内容については、質問調書（様式第7号）に録取しなければならない。ただし、軽易でかつ将来にわたり物議を醸すおそれのない火災の場合は、第16条の聞き込み状況書でこれに代えることができる。

2・3 [略]

(通訳人の介助)

第23条 [略]

2 前項の通訳人の署名については、前条第2項の規定を準用する。

(少年等に関する特例)

第24条 少年（18歳未満の者をいう。）の関係する火災の調査を行うにあたっては、少年の将来を考慮し、次の各号に掲げる事項により対処するものとする。

(1)・(2) [略]

2 [略]

(照会)

第25条 消防長等は、関係機関に対し照会する場合は、火災調査関係事項照会書（様式第13号）により行うものとする。

(鑑識見分)

第18条 調査員は、必要に応じて器具等の鑑識見分を実施した場合は、鑑識見分調書（様式第5号）を作成しなければならない。

(質問調書)

第22条 調査員は、法第32条により知り得た事実のうち、原因の判定に必要と認められる内容については、質問調書（様式第7号）に録取しなければならない。ただし、軽易でかつ将来にわたり物議を醸すおそれのない火災の場合は、聞き込み状況書（様式第3号）でこれに代えることができる。

2・3 [略]

(通訳人の介助)

第23条 [略]

(少年等に関する特例)

第24条 少年（18歳未満の者をいう。以下同じ。）の関係する火災の調査を行うにあたっては、少年の将来を考慮し、次の各号に掲げる事項により対処するものとする。

(1)・(2) [略]

2 [略]

(照会)

第25条 予防課長等は、関係機関に対し照会する場合は、火災調査関係事項照会書（様式第13号）により行うものとする。

(資料の収集、保管及び返還)

第26条 消防長等は、調査に必要な資料の任意提出を求める場合は、任意資料提出承諾書(様式第14号)により関係者の承諾を得るものとする。資料を受領するときは、任意提出資料受領書(様式第16号)を交付するものとする。

2 消防長等は、関係者に対し調査に必要な資料の提出を命じる場合は、資料提出命令書(様式第15号)により資料の提出を命ずるものとする。

3 [略]

4 消防長等は、関係者が資料提出命令により提出した資料の所有権を放棄したときは資料受領書(様式第17号)を、提出した資料の所有権を放棄しなかったときは資料保管書(様式第18号)を交付するものとする。

5 [略]

6 資料を返還する時は、第3項の資料保管書と引換えに資料返還受領書(様式第21号)を徴するものとする。

(鑑定)

第27条 消防長等は、調査に必要がある時は、公的機関又は学識経験者に対し、鑑定依頼書(様式第22号)により鑑定を依頼することができる。

2 [略]

(り災物件の調査)

第28条 調査員は、り災した消防対象物の関係者等から、説明を得て火災又は消火により破損又は破壊された財産を調査し

(資料の収集、保管及び返還)

第26条 調査主任者は、調査に必要な資料の任意提出を求める場合は、任意資料提出承諾書(様式第14号)により関係者の承諾を得るものとする。資料を受領するときは、任意提出資料受領書(様式第16号)を交付するものとする。

2 予防課長等は、関係者に対し調査に必要な資料の提出を命じる場合は、資料提出命令書(様式第15号)により資料の提出を命ずるものとする。

3 [略]

4 予防課長等は、関係者が資料提出命令により提出した資料の所有権を放棄したときは資料受領書(様式第17号)を、提出した資料の所有権を放棄しなかったときは資料保管書(様式第18号)を交付するものとする。

5 [略]

6 資料を返還する時は、第4項の資料保管書と引換えに資料返還受領書(様式第21号)を徴するものとする。

(鑑定)

第27条 予防課長等は、調査に必要がある時は、公的機関又は学識経験者に対し、鑑定依頼書(様式第22号)により鑑定を依頼することができる。

2 [略]

(り災物件の調査)

第28条 調査員は、り災した消防対象物の関係者から、説明を得て火災又は消火により破損又は破壊された財産を調査しな

なければならない。

(損害申告書)

第29条 消防長等は、火災による損害について調査上必要と認める場合は、り災した消防対象物の関係者に対し、次の書面の提出を求めるものとする。

(1)～(3) [略]

(調査書類)

第30条 [略]

2 消防長等は、火災の程度が軽易なもので消防行政上支障がなく、かつ、刑事上及び民事上も関係が少ないと認められるものは、前項の書類の一部を作成しないことができるものとする。

(作成期間)

第32条 署長が指定した調査主任者は、第30条の規定による調査書類及びその他必要な調査関係書類を、次の各号に掲げる火災の区分に応じ、火災覚知の日から起算してそれぞれ当該各号に定める日までに作成しなければならない。

(1)・(2) [略]

2 署長は、前項に掲げる書類を速やかに消防長に報告するものとする。

3 消防長が指定した調査主任者は、第30条の規定による調査書類及びその他必要な調査関係書類を、火災覚知の日から起算して90日以内に作成しなければならない。

なければならない。

(損害申告書)

第29条 予防課長等は、火災による損害について調査上必要と認める場合は、り災した消防対象物の関係者に対し、次の書面の提出を求めるものとする。

(1)～(3) [略]

(調査書類)

第30条 [略]

2 予防課長等は、火災の程度が軽易なもので消防行政上支障がなく、かつ、刑事上及び民事上も関係が少ないと認められるものは、前項の書類の一部を作成しないことができるものとする。

(作成期間)

第32条 署長は、第30条の規定による調査書類及びその他必要な調査関係書類を、次の各号に掲げる火災の区分に応じ、火災覚知の日から起算してそれぞれ当該各号に定める日までに作成しなければならない。

(1)・(2) [略]

2 予防課長は、第30条の規定による調査書類及びその他必要な調査関係書類を、火災覚知の日から起算して90日以内に作成しなければならない。

3 予防課長等は、前2項に掲げる書類を速やかに消防長に報

様式第1号

年 月 日

(消防長又は消防署長) 様

所 属

階級・氏名

火 災 調 査 書

火災番号

[略]	[略]				
初期消火用具		最寄消防機関 からの距離	(100m)		
放水した ポンプ台数	(署) 台 (団) 台	主として利 用した水利	(署) (団)	出動延べ 人員	(署) 人 (団) 人
用途地域		防火地域	特別防災区域		
市街地等		少量危険物等	火元の業態		
火元の用途		防火対象物区分	車両船舶区分		
[略]					

気 象	天 気	風 向	風 速	気 温	相対湿度	積 雪	火災警報
			m/s	℃	%	cm	
注意報警報等							
工 事 の 状 況		階	地上	階	面	建築面積	m <sup>2</sup>
構 造		数	地下	階	積	延べ面積	m <sup>2</sup>
防 火 管 理 者		消防計画					
避 難 誘 導 訓 練		消火訓練					
統 括 防 火 管 理		防火対象物 定期点検 報告制度		防災物品			
[略]							
区 画	[略]						
[略]							

告するものとする。

様式第1号

年 月 日

消防長 様

(予防課長又は消防署長)

(氏名) ㊞

火 災 調 査 書

火災番号

[略]	[略]				
初期消火器具	( )	最寄消防機関 からの距離	(100m)		
放水した ポンプ台数	(署) 台 (団) 台	主として利 用した水利	(署) ( ) (団) ( )	出動延べ 人員	(署) 人 (団) 人
用途地域	( )	防火地域	( )	特別防災区域	( )
市街地等	( )	少量危険物等	( )	火元の業態	( )
火元の用途	( )	防火対象物区分	( )	車両船舶区分	( )
[略]					

気 象	天 気	風 向	風 速	気 温	相対湿度	積 雪	火災警報
	( )	( )	m/s	℃	%	cm	( )
注意報警報等							
工 事 の 状 況	( )	階	地上	階	面	建築面積	m <sup>2</sup>
構 造	( )	数	地下	階	積	延べ面積	m <sup>2</sup>
防 火 管 理 者	( )	消防計画					
避 難 誘 導 訓 練	( )	消火訓練					
統 括 防 火 管 理	( )	防火対象物 定期点検 報告制度	( )	防災物品		( )	( )
[略]							
区 画	[略]						
[略]							

原因 判定 理由	
----------------	--

様式第3号（第16条関係）

[略]	火災番号
-----	------

様式第4号（第17条関係）

火災番号															
実 況 見 分 調 書 (第 回)															
<p>表記の火災について、関係者の承諾を得て、り災状況を明らかにするため、次のとおり見分した。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p>															
所 属 階級・氏名 ㊟															
日	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">時</td> <td style="width: 15%;">年</td> <td style="width: 15%;">月</td> <td style="width: 15%;">日</td> <td style="width: 15%;">時</td> <td style="width: 15%;">分</td> <td style="width: 10%;">開始</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>時</td> <td>分</td> <td>終了</td> </tr> </table>	時	年	月	日	時	分	開始		年	月	日	時	分	終了
時	年	月	日	時	分	開始									
	年	月	日	時	分	終了									
場所及び物件															
立 会 人															

原因 判定 理由	
----------------	--

調査責任者	(所属)	(階級)	(氏名)
-------	------	------	------

様式第3号（第16条、第22条関係）

[略]	火災番号
-----	------

様式第4号（第17条関係）

火災番号															
実 況 見 分 調 書 (第 回)															
<p>表記の火災について、関係者の承諾を得て、り災状況を明らかにするため、次のとおり見分した。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p>															
所 属 階級・氏名 ㊟															
日	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">時</td> <td style="width: 15%;">年</td> <td style="width: 15%;">月</td> <td style="width: 15%;">日</td> <td style="width: 15%;">時</td> <td style="width: 15%;">分</td> <td style="width: 10%;">開始</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>時</td> <td>分</td> <td>終了</td> </tr> </table>	時	年	月	日	時	分	開始		年	月	日	時	分	終了
時	年	月	日	時	分	開始									
	年	月	日	時	分	終了									
場 所															
物 件															
立 会 人															

様式第5号（第18条関係）

火災番号

鑑識見分調書（第回）

表記の火災について、関係者の承諾を得て、り災状況を明らかにするため、次のとおり見分した。

年 月 日

所 属  
階級・氏名 ㊟

日 時	年 月 日 時 分開始
	年 月 日 時 分終了

見分実施場所  
及び物件

立 会 人

様式第7号（第22条関係）

火災番号

質問調書

住 所  
職業（職）・氏名（フリガナ）  
生年月日・電話 年 月 日生（ 歳）

年 月 日、 に発生した火災について、上記の者に質問したところ、任意に次のとおり供述した。

様式第5号（第18条関係）

火災番号

鑑識見分調書（第回）

表記の火災について、関係者の承諾を得て、り災状況を明らかにするため、次のとおり見分した。

年 月 日

所 属  
階級・氏名 ㊟

日 時	年 月 日 時 分開始
	年 月 日 時 分終了

見分実施場所  
物 件

立 会 人

様式第7号（第22条関係）

火災番号

質問調書

住 所  
職業（職）・氏名（フリガナ）  
生年月日・電話 年 月 日生（ 歳）

年 月 日に、 で発生した火災について、上記の者に質問したところ、任意に次のとおり供述した。

所 属 階級・氏名 ㊞					
日 時	年 月 日 時 分開始				
	年 月 日 時 分終了				

所 属 階級・氏名 ㊞					
日 時	年 月 日 時 分開始				
	年 月 日 時 分終了				
質 問 場 所					

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第9号の1から様式第9号の3まで、様式第25号中「㊞」を削る。

改正前									
様式第10号の6									
動 産 損 害 算 定 書 (収容物・林野・車両・船舶・航空機・その他)									
									火災番号
り災場所									
品 名	数 量	購入年月	経過年数	購入額(円)	り災別	耐用年数 残存率	減損率	損害額(円)	
		年 月							
		年 月							
		年 月							
		年 月							
合計									
収容物		円	林 野		円	車 両		円	

改正後									
様式第10号の6									
動 産 損 害 算 定 書 (収容物・林野・車両・船舶・航空機・その他)									
									火災番号
り災場所									
品 名	数 量	購入年月	経過年数 耐用年数	残存率	購入額(円)	減損率	損害額(円)	動産別 り災別	
		年 月							
		年 月							
		年 月							
		年 月							
合計									
収容物		円	林 野		円	車 両		円	

船 舶	円	航空機	円	その他	円
所属		階級		氏名	
様式第11号					
					火災番号
[略]					
り 災 順 位	1_( )	2_( )	3_( )	4_( )	合 計
[略]					
り 災 状 況	[略]				

損害額	建 物					千円 ( )
	収 容 物					千円 ( )
	爆 発					千円 ( )
	そ の 他					千円 ( )
	り 災 世 帯 ご と の 損 害 状 況					
り 災 建 物 順 位	1_( )	2_( )	3_( )	4_( )	5_( )	
責 任 者 氏 名 ( 区 分 )	(占・管・所)	(占・管・所)	(占・管・所)	(占・管・所)	(占・管・所)	(占・管・所)
[略]						
損 害	建 物					
	収 容 物					

船 舶	円	航空機	円	その他	円
所属		階級		氏名	
様式第11号					
					火災番号
[略]					
り 災 物 件	1_	2_	3_	4_	合 計
[略]					
り 災 状 況	[略]				

損害額	建 物					千円 ( 円)
	収 容 物					千円 ( 円)
	林 野					千円 ( 円)
	車 両					千円 ( 円)
	爆 発					千円 ( 円)
	そ の 他					千円 ( 円)
り 災 世 帯 ご と の 損 害 状 況						
り 災 世 帯 建 物	1_	2_	3_	4_	5_	
世 帯 主 氏 名						
[略]						
損 害	建 物 (爆発等含む)					
	収 容 物 (爆発等含む)					

爆 発					
その他					
計					

[略]

[略]

様式第13号（第25条関係）

第 号  
年 月 日

様

北上地区消防組合

印

火災調査関係事項照会書

火災調査のため必要があるので、次の事項につき消防法第32条第2項によって照会します。

記

様式第15号（第26条関係）

第 号  
年 月 日

住所  
氏名

様

北上地区消防組合

印

資料提出命令書

--	--	--	--	--	--

[略]

[略]

様式第13号（第25条関係）

第 号  
年 月 日

様

北上地区消防組合

（消防長又は消防署長）

印

火災調査関係事項照会書

火災調査のため必要があるので、次の事項につき消防法第32条第2項によって照会します。

記

様式第15号（第26条関係）

第 号  
年 月 日

住所  
氏名

様

北上地区消防組合

（消防長又は消防署長）

印

資料提出命令書

火災調査のために必要があるので、消防法第34条第1項の規定に基づき、次の資料を 年 月 日までに提出するよう命令する。

なお、本命令に従わない場合は、消防法第44条第2号の規定により処罰されることがある。

記

[略]

様式第17号（第26条関係）

第 号  
年 月 日

様

北上地区消防組合

印

資料受領書

資料提出命令により、 年 月 日にあなたが提出した次の資料を受領しました。

様式第18号（第26条関係）

第 号  
年 月 日

様

北上地区消防組合

印

資料保管書

（任意資料提出承諾・資料提出命令）により、 年 月 日にあなたが提出した次の資料を保管したので、資料保管書を交付します。

なお、この資料保管書は、資料が返還されるまで保管してください。

火災調査のために必要があるので、消防法第34条第1項の規定に基づき、次の資料を 年 月 日までに提出するよう命令する。

なお、本命令に従わない場合は、消防法第44条第2号の規定により処罰されることがある。

記

[略]

様式第17号（第26条関係）

第 号  
年 月 日

様

北上地区消防組合

（消防長又は消防署長）

印

資料受領書

資料提出命令により、 年 月 日にあなたが提出した次の資料を受領しました。

様式第18号（第26条関係）

第 号  
年 月 日

様

北上地区消防組合

（消防長又は消防署長）

印

資料保管書

（任意資料提出承諾・資料提出命令）により、 年 月 日にあなたが提出した次の資料を保管したので、資料保管書を交付します。

なお、この資料保管書は、資料が返還されるまで保管してください。

記

様式第21号（第26条関係）

年 月 日

北上地区消防組合

様

住所  
氏名

印

資料返還受領書

（任意資料提出承諾・資料提出命令）により、  
年 月 日に貴職へ提出した次の資料の返還を受け、受領しました。

記

様式第22号（第27条関係）

第 号  
年 月 日

様

北上地区消防組合

印

鑑定依頼書

記

様式第21号（第26条関係）

年 月 日

北上地区消防組合

（消防長又は消防署長）

様

住所  
氏名

印

資料返還受領書

（任意資料提出承諾・資料提出命令）により、  
年 月 日に貴職へ提出した次の資料の返還を受け、受領しました。

記

※受領者氏名を自署したときは、押印を省略することができる。

様式第22号（第27条関係）

第 号  
年 月 日

様

北上地区消防組合

（消防長又は消防署長）

印

鑑定依頼書

1 資料提出(遺留)者 住所・氏名

(1) 住所

(2) 氏名

2 提出(遺留)資料

上記資料について、火災調査のため必要がありますので、次の事項の鑑定を依頼します。

記

様式第23号(第27条関係)

年 月 日

北上地区消防組合

様

住所

氏名

㊟

鑑 定 承 諾 書

火災調査のため、次のものについて鑑定することを承諾します。なお、鑑定終了後は(返還・処分)してください。

記

1 資料提出(遺留)者 住所・氏名

(1) 住所

(2) 氏名

2 提出(遺留)資料

上記資料について、火災調査のため必要がありますので、次の事項の鑑定を依頼します。

記

様式第23号(第27条関係)

年 月 日

北上地区消防組合

(消防長又は消防署長)

様

住所

氏名

㊟

鑑 定 承 諾 書

火災調査のため、次のものについて鑑定することを承諾します。なお、鑑定終了後は(返還・処分)してください。

記

※承諾者氏名を自署したときは、押印を省略することができる。

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第24号を次のように改める。

様式第24号（第31条関係）

年 月 日

北上地区消防組合 管理者  
 北上地区消防組合 副管理者 様  
 北上地区消防組合 消防本部消防長

消防署長

火 災 速 報

出火日時		年 月 日( ) 時 分頃		火災種別			
覚知時刻	入電	年 月 日( ) 時 分		覚知方法			
	指令	年 月 日( ) 時 分		鎮圧時刻		年 月 日( ) 時 分	
放水開始		年 月 日( ) 時 分		鎮火時刻		年 月 日( ) 時 分	
火災場所							
建物名称・事業所名等				業態		用途	
建物概要		構造・階数		建築面積		延べ面積	
火元の区分 住所 職業・氏名							
り災状況		全 焼		林 野		車 両	
		半 焼		その他			
		部分焼		り災世帯		り災人員	
		ぼ や		死 者		負傷者	
出火原因				出火箇所			
概 要  その他							
気象状況		天気		風向		風速 % 湿度 % 気温 ℃	
出動車両		消防署					
		消防団					
		合 計				台 (放水 台) 人	

管轄：

本年累計	北上市	件	西和賀町	件
------	-----	---	------	---

附 則

この訓令は、令和 3 年10月 1 日から施行する。